

11号連たんエリア図

※下記指定のエリア内において登記地目が、引き続き宅地若しくは雑種地として平成13年5月18日前から登記されている区域である必要があります。大規模指定集落及びその縁辺部と認められる区域は除きます。さらに、原則として、政令第29条の9各号に掲げる土地の区域を除きます。

詳細については、都市整備課開発係にてご確認ください。

